

ときがわ町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本指針について

1. 計画策定の基本方針

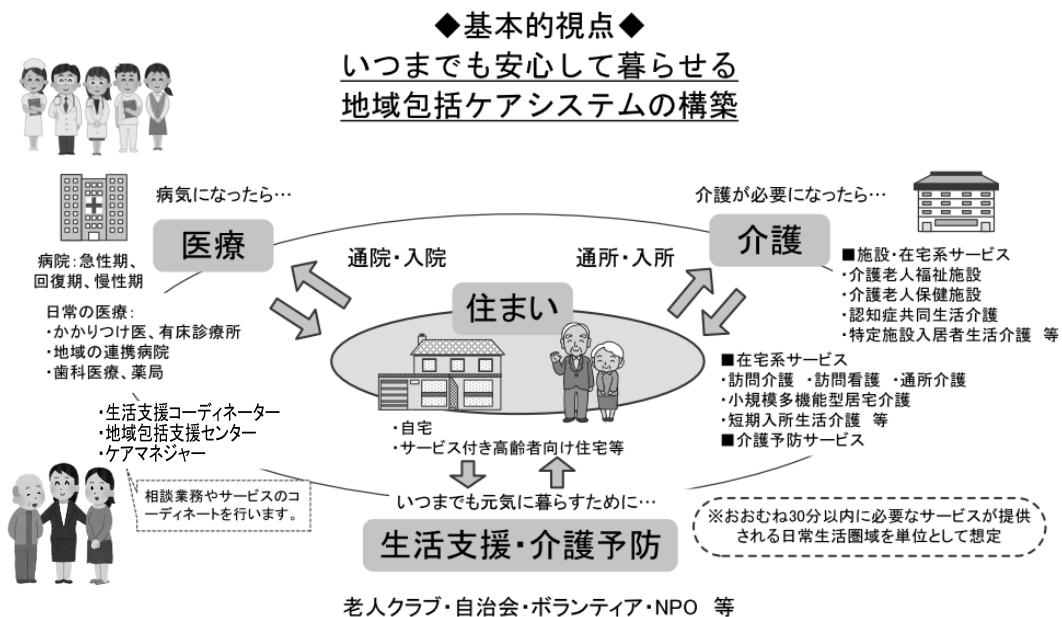
介護保険制度は、超高齢化社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設され、20年が経過した今では、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきています。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進してきたところです。

平成29年には、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進、介護と医療の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進、現役世代並み所得者の利用負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入など介護保険制度の見直しが行われました。

2025年が近づく中で、更にもその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

このことを踏まえ、2025年及び2040年における目標を示すとともに、今後の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、介護サービスを提供できる体制の確保及び地域包括支援センターで実施している地域支援事業が計画的に実施できるよう計画を策定していきます。



2. 計画の位置づけ

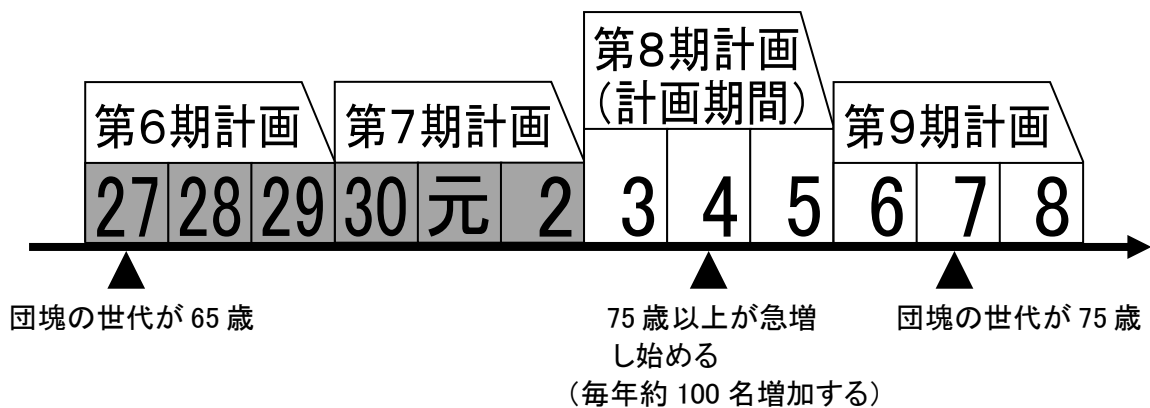
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者の生活を支える計画として、第二次とかがわ町総合振興計画等、高齢者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら一体的に策定されなければならないものです。

【高齢者福祉計画】 老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画で、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

【介護保険事業計画】 介護保険法第117条の規定に基づく計画で、介護保険事業に係る保険給付が円滑に実施できるよう3年を1期として策定する計画です。

3. 計画の期間

計画の期間は令和3年度（2021年）から令和5年度（2023年）までの3ヶ年とします。



4. 計画策定のスケジュール（概要）

月	内 容	備 考
9月	24日 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本方針 ニーズ調査、在宅介護実態調査結果報告 介護保険事業等の状況報告
10月		
11月	中旬 第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施状況報告 サービス見込量の検討 計画案の検討
1月	中旬 第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> サービス見込量の検討 保険料算定案の検討 計画案の検討
	下旬 計画書の配布 パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員へ配布し、最終確認 パブリックコメント実施
2月	下旬 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 3月議会にかかる全員協議会へ提出
3月	月上旬 介護保険条例改正	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の改正
	月中旬 印刷	<ul style="list-style-type: none"> 自庁印刷（約200部）

※作業の進捗状況により、内容は変更します。